明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○地域再生計画を認定した件（内閣府二三六～四〇六）　一
〔資料〕
四半期別GDP速報（一次速報）（二〇一六（平成二十八）年四～六月期）（内閣府）　一九
〔公告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等関係　二
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
独立行政法人農林水産消費安全技術センター平成二十七事業年度財務諸表、日本公認会計士協会決算、独立行政法人都市再生機構、企業年金基金設立関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三六
会社その他
会社決算公告　三九

## 告示

**○内閣府告示第二百三十六号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　福井県及び福井県三方上中郡若狭町

二　地域再生計画の名称　里山と里海湖をつなぐ第1次産業活性化による交流人口拡大計画

三　地域再生計画の区域の範囲　福井県三方上中郡若狭町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

**○内閣府告示第二百三十七号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県及び宮崎県西臼杵郡日之影町

二　地域再生計画の名称　「住む喜びを実感できるまち」日之影計画

三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎県西臼杵郡日之影町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

**○内閣府告示第二百三十八号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道苫前郡苫前町

二　地域再生計画の名称　風かおり笑顔があふれる住みよいまちづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道苫前郡苫前町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

**○内閣府告示第二百三十九号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道足寄郡足寄町

二　地域再生計画の名称　緑豊かな自然とともに住み続けられる快適なまちづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道足寄郡足寄町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

**○内閣府告示第二百四十号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県及び弘前市

二　地域再生計画の名称　日本有数のりんご産地を守り育むまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　弘前市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

**○内閣府告示第二百四十一号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県及び青森県西津軽郡深浦町

二　地域再生計画の名称　美しい自然豊富な西海岸地域の魅力を活かした住みよく・にぎわいのあるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　青森県西津軽郡深浦町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

**○内閣府告示第二百四十二号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県上北郡七戸町

二　地域再生計画の名称　快適で彩りあふれるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　青森県上北郡七戸町の全域